

# 富山県協同農業普及事業の実施に関する方針

平成23年3月  
富 山 県

## はじめに

協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づいて、普及指導員を置き、直接農業者に接して普及指導を行う等、農政の基本的な推進手法の一つとして実施され、地域の特性に応じた農業技術の開発・普及、担い手の育成や生産の組織化、新たな産地づくり等を通じて、農業の持続的な発展及び農業・農村の振興に大きな役割を果たしてきている。

また、農業は、国民の生命を支える食と国民が安心して暮らせる環境を維持するために必要不可欠なものであるが、近年、農業所得の伸び悩み、農業従事者の減少及び高齢化、農地の耕作放棄地化等が進み、農業の食と環境を支える機能が損なわれかねない状況にある。

このような中であって、本県では、地域の農業者をはじめ、市町村、農協等と一体となって、富山県農業・農村振興計画等に基づき、認定農業者や集落営農組織の育成、高品質で売れる米づくりや園芸の産地づくりなど、現場のニーズに応える普及指導活動を積極的に推進してきたところである。

また、農業者戸別所得補償制度の導入や農業・農村の6次産業化等による収益力向上に向けた取組など、国の農業政策も大きな転換点を迎えており、食料自給率の向上や食の安全等に対する県民の期待にもしっかりと応えていくことが必要である。

こうした情勢変化に対応した県農政の新たな展開が求められる中、これまでの普及指導活動の評価なども踏まえ、今後の本県における普及指導活動の基本的な課題や活動方法等を明らかにするため、本「富山県協同農業普及事業の実施に関する方針」を策定した。

本実施方針に即して、各農林振興センター及び広域普及指導センターにおいては普及指導計画を策定し、関係機関・団体との連携強化と役割分担の明確化を図りながら、効率的かつ効果的な普及指導活動の展開に努めるものとする。

# 目 次

<b>第1 普及指導活動の課題</b>	・・・	1
1 次代につなぐ生産体制の構築	・・・	1
(1) 意欲ある担い手の育成・確保		
(2) 経営を支える人材の育成・確保		
2 消費者の心をつかむ農畜産物の育成と食料自給率の向上に向けた戦略作物等の生産支援	・・・	2
(1) 高品質で売れる富山米の生産の推進		
(2) 実需者ニーズに即した大豆・大麦等の生産の推進		
(3) 園芸生産の拡大		
(4) 畜産経営の持続的発展		
3 新鮮で安全な食の提供と農業・農村の6次産業化の推進	・・・	2
(1) 食育と地産地消の推進		
(2) 食の安全性の確保の推進		
(3) 環境にやさしい農業の普及拡大		
4 魅力ある美しい農村空間の創造	・・・	3
(1) 都市との交流の推進		
(2) 中山間地域等の活性化		
<b>第2 普及指導員の配置に関する事項</b>	・・・	4
1 普及指導員の配置	・・・	4
(1) 農林振興センターへの配置		
(2) 広域普及指導センター（農業技術課分室）への配置		
(3) 農業技術課研究・普及振興班への配置		
2 普及指導員の計画的な養成及び確保	・・・	4
3 普及指導員の在任期間	・・・	4
<b>第3 普及指導員の資質の向上に関する事項</b>	・・・	4
1 計画的な研修の実施	・・・	4
2 研修の内容	・・・	5
(1) 普及指導力の強化		
(2) 経営指導力の強化		
(3) 専門指導力の強化		
(4) 課題解決能力の向上		
3 調査研究活動の実施	・・・	5
4 人事交流の促進	・・・	5
<b>第4 普及指導活動の方法に関する事項</b>	・・・	5
1 県の農業情勢に即した普及指導活動の体制の整備	・・・	5
(1) 地域の農業を支える普及指導員の活動拠点の設置		
(2) 農林振興センターの総合力を発揮した活動の展開		
(3) 農業技術課配置の普及指導員の活動		
2 普及指導活動の重点化と関係機関・団体等との役割分担・連携の強化	・・・	7
(1) 普及指導活動の重点化		
(2) 関係機関・団体との役割分担と連携の強化		
(3) 農業普及指導協力委員の活用		
3 普及指導活動の実効性の確保	・・・	9
(1) 普及指導計画の策定		
(2) 普及指導活動の評価		
<b>第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項</b>	・・・	9
1 他産業に関する指導機関との連携の確保	・・・	9
2 都道府県間の連携の強化	・・・	9
3 海外技術協力への対応	・・・	9

# 富山県協同農業普及事業の実施に関する方針

## 第1 普及指導活動の課題

本県の農業・農村の持続的な発展を図るため、次に掲げる課題を基本として、農業者・地域等の期待や技術の高度化、多様化するニーズに的確に対応した普及指導活動に取り組む。

また、国の食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）及び富山県農業・農村振興計画（平成19年4月策定）に基づく施策を的確に推進する上で必要な普及指導活動に取り組む。

### 1 次代につなぐ生産体制の構築

将来にわたって本県農畜産物の安定的な生産を支えるため、集落や地域の持つマネジメント機能を強化しながら、認定農業者や集落営農組織など意欲ある担い手を中心とした効率的かつ安定的な営農体制の構築を支援する。

また、これらの担い手をはじめ、新規就農者や就農希望者、経営参画や起業を目指す女性農業者などを重点対象とし、経営体及びこれを担う人材の育成・支援を行う。

#### (1) 意欲ある担い手の育成・確保

##### ア 次代に向けた地域営農体制の構築

・地域の実情に即して、認定農業者の規模拡大や集落営農の組織化等を支援し、意欲ある担い手の育成を図り、次代に向けた地域営農体制を構築する。

・特に、営農体制の構築が進んでいない地域において、集落営農の組織化や周辺の担い手への農地集積など地域の合意形成を図るとともに、これらの経営基盤確立に向けた各種支援施策の導入等への助言・指導を行う。

・農産物価格の低迷や資材価格の高騰など担い手の経営環境に即応した技術・経営管理面の改善等を通じた経営体質の強化とともに、集落営農組織における基幹的従事者の育成等を行う。

##### イ 法人化等経営発展の取組強化

・個別経営体や集落営農組織の法人化を支援するとともに、企業的な法人経営体を育成するため、法人の経営規模の拡大、経営の円滑な継承、経営の複合化・多角化などに対する支援を行う。

#### (2) 経営を支える人材の育成・確保

##### ア 経営を担う人材の資質向上

・個別経営体や法人経営体、集落営農組織を担う人材を対象として、関係機関・団体や税務等の専門家とも連携しながら、生産技術・経営管理能力の向上や経営の複合化・多角化などに向けた取組を支援する。

・次代の経営を担う青年農業者の資質・能力向上を図るため、「とやま農業スクール協議会」等関係機関と連携し、プロジェクト学習や組織活動等を支援する。

##### イ 新規就農者等の育成・確保

・新規学卒者から中高年齢者など多様な新規就農希望者を対象として、その円滑な就農に向けた取組を支援するとともに、就農後、早期に経営の定着が図られるよう支援を行う。

・法人による新規就農者の円滑な受入れと早期の技術修得を促進するため、新規就農者を対象とした技術修得研修の実施を支援する。

##### ウ 女性農業者等の活動促進

・農業の担い手としての女性農業者の地位向上と役割の明確化を図り、女性が意欲と能力を発揮して農業経営に参画できるよう、家族経営協定の締結、女性農業者の技術・経営管理能力の向上等を支

援する。

・農村女性や高齢者の技術や知識を活かした農産加工、野菜等直売による起業活動や企業的経営への発展を支援する。

## 2 消費者の心をつかむ農畜産物の育成と食料自給率の向上に向けた戦略作物等の生産支援

輸入農産物との競合等による国内農産物の低価格化や市場原理の一層の拡大、さらには、食の安全・安心確保に対する消費者のニーズが高まってきている。

このため、農畜産物の安全性の確保や環境に配慮した生産活動をはじめとして、消費者の心をつかみ富山ならではの農畜産物「食のとやまブランド」の生産及び産地の育成に対する支援を行うとともに、農業者戸別所得補償制度の導入も踏まえ、食料自給率の向上に向け、大豆・大麦、新規需要米等の需要に応じた生産の支援を行う。また、地球温暖化に適応する農業生産安定に向けた取組に対する支援を行う。

### (1) 高品質で売れる富山米の生産の推進

・富山米の食味・品質の向上、生産の安定化に向けて、消費者ニーズや気象変動、作業体系等に対応した品種構成への誘導とともに、土づくりや田植え時期の繰り下げ、気象・生育の状況に応じた的確な栽培管理技術の徹底、安全・安心な米づくり等に対する支援を行う。

・大規模な主穀作経営体等に対し、直播栽培の導入や作付比率の適正化、農業機械施設の効率的利用などの指導等を通じて、生産コスト低減等に向けた取組を支援する。

・種子産地における技術指導等を通じて、優良種子の安定生産の取組を支援する。

### (2) 実需者ニーズに即した大豆・大麦等の生産の推進

・実需者ニーズに即した大豆・大麦の品質や収量の確保に向けて、作付けの団地化、経営規模に応じた作業計画の策定、適期・適正な作業の実践、土づくりなどをはじめとする基本的な栽培管理技術の徹底に対する支援を行う。

・米粉用米、飼料用米、雑穀等の需要に応じた生産拡大や水田利用率の向上、新たな需要の創出に向けた取組を支援する。

・需要動向を踏まえた有望品種や新技術の現地実証等を通じて、品質・収量のさらなる安定・向上を図る取組を支援する。

### (3) 園芸生産の拡大

・県の振興品目及び各産地の園芸産地ビジョン、1億円産地づくりの戦略計画を踏まえ、担い手の確保や品質・生産性の向上などの産地の実情に応じた課題の解決を支援する。

・個別経営体や集落営農組織などにおける園芸作物の導入を推進するとともに、卸売市場や流通業者等との連携を強化し、契約栽培等の多様な流通チャンネルの確保や加工業務用への供給拡大等により所得の安定化を支援する。

### (4) 畜産経営の持続的発展

・畜産経営の担い手の確保を基本として、畜産施設の整備や労働条件の改善、既存施設等の経営継承、経営を担う人材の経営管理能力の向上及び経営の法人化などの取組を支援する。

・生産性向上のための新技術の導入やカウコンフォートの推進、家畜改良に係る情報提供等を通じて、畜産物の品質・生産性向上、環境に配慮した良質たい肥の生産と活用を図る取組を支援する。

・耕畜連携組織(コントラクター)の育成等により、牧草や飼料用稲、飼料用米、放牧などを含めた計画的な自給飼料の生産・利用体制の整備を支援する。

## 3 新鮮で安全な食の提供と農業・農村の6次産業化の推進

近年、「食」を巡っては、消費者の新鮮で安全な地場産農畜産物へのニーズが高まっており、農薬等の適正な使用に関する指導や情報提供等を通じた農畜産物の安全性の確保を支援する。また、多様な消費者ニーズに対応した魅力ある農畜産物や農産加工品の生産拡大、直売所や量販店内のインショップ等の販売拡大などを通じ、地産地消や農業・農村の6次産業化を推進する。

#### (1) 食育と地産地消の推進

- ・直売やインショップにおける販売拡大、起業活動の推進による農産加工品の生産拡大、学校給食への食材供給などを通じて、消費者と生産者との信頼関係を構築し、地産地消の取組を推進する。
- ・地域資源を活用した産業の創出、農商工連携などによる消費者・実需者ニーズの創出や地域の特徴を活かした農産物・加工品の生産、さらには生産コストの縮減など、産地の戦略的な取組に対して支援する。
- ・地域の食材や農業の多面的機能に関する県民等の知識・理解を深める体験学習や交流活動等の食育活動に対し、技術指導や情報提供等を通じて支援する。

#### (2) 食の安全性の確保の推進

- ・ポジティブリスト制度に対応した農薬飛散防止技術の実証・普及など、農薬や動物医薬品等の適正な使用に関する指導や情報提供、生産履歴の適正な管理等への指導とともに、国ガイドラインや「富山県適正農業規範に基づく農業推進条例」に則したGAPを推進することなどにより、農畜産物の安全性の確保を図る。
- ・家畜保健衛生所と連携し、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生予防を図る。

#### (3) 環境にやさしい農業の普及拡大

- ・施肥の合理化や病虫害発生予察に基づく効率的防除体系の実証・普及、減農薬・減化学肥料栽培に取り組むエコファーマーの育成や有機農業、総合的病虫害・雑草管理等への取組の支援などにより、農薬や化学肥料の大幅な低減に取り組む生産活動への支援等を通じ、環境にやさしい農業の普及拡大を推進する。
- ・農業が持つ自然循環機能を活用し、耕畜連携によるたい肥の供給・利用システムの構築や、地域の未利用有機物資源を農業に利活用する取組を支援する。

## 4 魅力ある美しい農村空間の創造

農村においては、高齢化等に伴う地域活力の低下などの課題がある一方、地元で生産された新鮮で安全な農畜産物を始めとして、豊かな自然や景観、伝統文化など魅力ある地域資源を有しており、これらに対する都市住民等のニーズは高まっている。

このため、地域資源を活かした農業生産及び都市住民との交流活動等を促進するとともに、地域活力の低下が懸念される中山間地域を中心として、中山間地域等直接支払制度等を活用した生産活動や耕作放棄地の発生防止などの取組を支援する。

#### (1) 都市との交流の推進

- ・都市住民との交流の拠点となる直売所や体験農園に対し、技術指導や情報提供等により支援する。
- ・地域の食材や伝統文化など地域資源の魅力について都市住民等が知識・理解を深める体験学習や交流活動等グリーン・ツーリズムの取組を行う農業者等に対し、技術指導や情報提供等を通じて支援する。

#### (2) 中山間地域等の活性化

- ・中山間地域等直接支払制度等に係る集落協定に基づく生産活動や地域活動などを支援し、持続可能な農業生産体制を構築する。
- ・地域の特性に応じた特産物の生産や加工・販売への技術指導とともに、地域農業者組織等を中心と

したこれらの担い手の育成や起業化等を促進する。

・地域住民等と連携したカウベルト(牛の放牧帯)や電気柵の設置など、耕作放棄地や鳥獣被害の発生防止とその解消の取組を支援する。

## **第2 普及指導員の配置に関する事項**

### **1 普及指導員の配置**

#### **(1) 農林振興センターへの配置**

地域の関係機関・団体や農業者等と密に接しつつ、各地域でそれぞれ抱える課題の解決に取り組む普及指導員を、県内4カ所に設置する農林振興センターに配置する。

この場合、各農林振興センター管内の農業・農村の実態や、普及指導員の専門項目及び活動実績等が考慮された適切な配置となるように努める。

#### **(2) 広域普及指導センター(農業技術課分室)への配置**

高度専門技術に基づく主穀作、園芸及び畜産に関する技術対策の中枢を担い、広域的な課題の解決や最新技術の現地適応などに取り組む普及指導員を広域普及指導センターに配置する。また、畜産担当の普及指導員は広域普及指導センターに畜種ごとの専門職員を配置し、技術指導を実施する。

この場合、普及指導員の専門項目、経験年数及び活動実績等が考慮された適切な配置となるように努める。

#### **(3) 農業技術課研究・普及振興班への配置**

農林振興センター、本庁関係各課及び関係機関・団体等と連携強化を図りつつ、農業経営指導の中枢を担い農業経営の課題解決に取り組む普及指導員を本庁に配置する。

## **2 普及指導員の計画的な養成及び確保**

上記の普及指導員の配置を的確に行うことができるよう、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保に努める。

## **3 普及指導員の在任期間**

担い手などに対する継続的な普及指導活動を展開していく観点から、普及指導員は一定期間継続して従事し得るように努める。

## **第3 普及指導員の資質の向上に関する事項**

### **1 計画的な研修の実施**

担い手への技術・経営指導等の普及指導活動に必要な「スペシャリスト機能」・「コーディネート機能」について、一層高度な資質が求められていることを踏まえ、普及指導員の自己研鑽による対応を基本としつつ、技術及び経営の指導能力を中心に、農業の現場において必要とされる課題解決能力の向上を図る。

このため、中長期的な視点に立って作成した「研修体系」を踏まえながら、毎年、年度当初に受講対象者の経験年数や資質・能力の状況、専門項目を考慮した「普及指導員等研修計画」を作成し、普及指導員に対する計画的かつ効果的な研修を実施する。また、研修の実施に当たっては、先進的な農業者、大学、試験研究機関、民間企業、普及指導員の経験者等と連携するものとする。

なお、普及指導手当については、普及指導員の職務の困難性に鑑み、普及指導員の自主的な資質向上の取組の助長及び意欲ある優秀な人材の確保を図る観点から、運用するよう努めるものとする。

る。

## 2 研修の内容

### (1) 普及指導力の強化

普及現場におけるOJTや通信教育等を通じて、実践的な普及指導力の向上を図るための研修を実施する。

### (2) 経営指導力の強化

新任期段階から中堅職員までの期間において、実践的な経営管理やマーケティング等に関する研修を段階的に実施し、経営指導力の強化を図る。

### (3) 専門指導力の強化

国や試験研究機関等への派遣研修を実施し、高度・先進的な技術力の向上により普及指導員の専門指導力の強化を図る。

### (4) 課題解決能力の向上

普及指導員自らが現地実証、市場・先進地調査、経営コンサルタント等民間専門家の活用等の手法を総合的に組み立てた研修を実施し、経営体や地域農業に係る課題解決能力の向上を図る。

## 3 調査研究活動の実施

農業の現場における課題解決と自身の資質向上に資する観点から、普及指導員は試験研究機関等と連携を図りながら、専門項目または普及指導活動の技術や方法に関する調査研究活動、その成果の検討及び情報交換等を実施する。

## 4 人事交流の促進

普及指導員の能力向上や幅広い視野の醸成を図る観点から、試験研究機関、行政との計画的な人事交流の実施に努める。

## 第4 普及指導活動の方法に関する事項

本県の農業情勢等に即した効率的かつ効果的な普及指導活動の展開を図る観点から、以下の普及指導活動の体制並びに、関係機関・団体等との役割分担や連携強化により、第1に掲げる課題などに取り組む。

### 1 県の農業情勢に即した普及指導活動の体制の整備

#### (1) 地域の農業を支える普及指導員の活動拠点の設置

稲作に特化し、兼業農家の占める割合が高い本県において、良質米の生産に向けた技術対策の普及、効率的かつ安定的な経営体の育成、及び新たな園芸の産地づくりなどを進めるためには、経営体や地域の関係機関・団体と常に密接に連携しながら、中長期的な視点で普及指導活動に取り組む必要がある。

このため、人口、面積等の地理的状況、地域性及び県の他の出先機関の設置状況等を勘案して県内を4つの圏域に区分し、各圏域に、当該圏域における県の農政の推進拠点として農林振興センターを設置し、普及指導員の活動拠点とする。

また、主穀作、園芸及び畜産に係る技術対策の中核機能と広域普及・技術指導機能を担う広域普及指導センターを県中央部に設置し、全県域を活動範囲とする普及指導員の拠点とする。

#### (2) 農林振興センターの総合力を発揮した活動の展開

各農林振興センターには、それぞれ普及指導活動に関する高い見識を有する所長及び次長の下

に、企画振興課、担い手支援課及び農業普及課を設置し、それぞれ所掌する分野の活動を行うとともに、各課を横断的に構成するチームを組織し、広域普及指導センターと連携を図りながら総合力を発揮した普及指導活動の展開に努める。

#### ア ソフト・ハード施策の一体的推進

企画振興課においては、農業施策のソフト・ハード両面を一体的に展開するため、各種ハード事業実施計画と普及指導計画との調整とともに、富山県農業・農村振興計画に掲げる振興方針の実現に向けた地域戦略の明確化等を図る。

また、農林振興センター管内における地域ブランドづくり、食育や地産地消等の推進方策の企画・立案及び農業情報の提供については、企画振興課が担い手支援課及び農業普及課と連携して効果的に推進する。

#### イ 担い手育成、複合経営への総合的な支援

担い手支援課においては、担い手の育成に向けた総合的な支援を行うため、農業経営の改善や制度資金の活用等に係る支援を行うほか、新規就農者や青年農業者等の人材育成、農村女性起業組織に対する技術・経営支援等に取り組む。

また、主穀作経営体への園芸作物の導入による複合経営体の育成、園芸作物生産技術の確立・指導や既存・新規産地の育成など、園芸に係る専門的で高度な普及指導活動を行う。

#### ウ 地域農業への総合的な支援

農業普及課においては、地域を単位として主穀作(水稲、大豆・大麦等)の品質・生産性の向上を図るため専門的で高度な普及指導活動を行うとともに、地域のコーディネーター役として対象となる地域に密着し、認定農業者や集落営農組織などの担い手育成、経営基盤の強化に係る支援を行うほか、市町村、農協等の主体性を明確にしつつ、「地域水田農業ビジョン」などの地域農業・農村の総合的な振興計画の作成とその推進に係る支援を行う。

また、主穀作経営体への園芸作物の導入、飼料用米・飼料用稲等の作付けや家畜ふん尿の地域内循環システムづくりなどの支援については、担い手支援課や広域普及指導センターと連携し、地域の農業者やそのまとめ役に対する啓発、市町村及び農協等との連携強化などの面で活動するように努める。

#### エ 各課横断的に構成するチームによる活動

担い手育成、経営指導、農業情報、地産地消・農村女性対策に関しては各課を横断的に構成する常設チームを設置し、その他の重要課題は別途プロジェクトチームを編成するなどして、普及指導員が現地で得た知見を集約し、かつ、その有する専門的な技術・知識を総合した効果的な支援活動を行う。

##### (ア) 担い手育成チーム

「とやま農業スクール協議会」等関係機関と連携し、新規就農希望者の状況等を把握し、就農準備から就農後にわたり支援するとともに、青年農業者等の後継者や経営者の資質・能力の向上を図る取組を支援する。

##### (イ) 経営指導チーム

経営者の意向や経営の実態等を把握しつつ、対象者を明確にした総合的な経営支援を行う。

##### (ウ) 農業情報チーム

情報の収集・提供体制を整備し、農業者や農業関係機関、消費者等に対し、多様な媒体を活用した情報提供を行う。また、農林振興センター内での情報の共有化・一元化を推進するとともに、現場の情報を行政や研究機関に対し発信・提供する。

##### (エ) 地産地消・農村女性対策チーム

農村女性等の新たな担い手による園芸作物等の生産の組織化、地域特産品の開発、及びこれらの地場産品の販路の開拓等を支援するとともに、女性農業者の経営参画や起業化に向けた取組を支援する。

### (3) 農業技術課配置の普及指導員の活動

#### ア 高度専門技術、広域課題への対応

広域普及指導センターは、高度専門技術に基づく主穀作、園芸及び畜産に関する技術対策の中核機能と広域的・全域的な課題に係る普及技術指導機能を担い、試験研究機関、農林振興センター及び本庁行政部局等と連携・協力しつつ、全県域を活動範囲とする普及指導を展開する。

また、広域普及・技術指導機能の発揮に当たっては、プロジェクトチームによる全県的又は広域に係る重要課題の解決のための普及指導活動、及び大規模経営体等に対する試験研究機関などで開発された新技術等の高度専門技術の直接指導による迅速な課題解決を行う。

#### イ 経営に関する高度専門指導の展開

研究・普及振興班に配置する普及指導員は、農業経営に関する施策・制度や農産物価格の動向等の経営環境の変化に的確に対応するため、広域普及指導センター及び農林振興センターと連携し、大規模経営体等の担い手を中心とした経営指導を展開する。

#### ウ 普及指導員の資質向上への対応

計画的に普及指導員の資質の向上を図るため、普及指導員を対象にした研修の企画・調整、情報提供等を行う。

## 2 普及指導活動の重点化と関係機関・団体等との役割分担・連携の強化

### (1) 普及指導活動の重点化

普及指導員が第1に掲げる課題などに取り組むに当たっては、農政の展開方向及び各地域の状況に応じて、専門的で高度な技術・知識を駆使するとともに、関係機関・団体や農業者等の中で合意形成等に向けた指導、調整能力を発揮するなど、以下の内容の活動を中心に重点化を図る。

この場合、(2)の関係機関・団体等との役割分担と連携強化において市町村、農業団体が主体的に担う活動とされたものについても、適切な指導・助言や情報提供等を行うように努める。

#### ア 担い手に対する技術・経営指導

担い手を対象とした資質・能力、経営面の意向及び経営実態等の的確な把握、経営状況等の診断、資質向上や経営改善等に向けた取組の啓発及び具体的な提案、並びにその実践に係る相談、指導・助言、情報の提供及び関係機関・団体との調整

#### イ 地域農業のコーディネート

集落営農組織の育成などの地域全体に係る取組について、地域の意向や実態の的確な把握、地域の農業者等に対する取組の啓発、地域のまとめ役となる者の掘り起こし、並びに地域での合意形成等に向けたまとめ役に対する相談、指導・助言及び情報の提供

#### ウ 地域における適時的確な技術指導

地域条件や気象・生育の状況等に対応した技術を判断するための調査研究、その決定に向けた関係機関・団体との調整及び生産者等に対する適時的確な技術情報の発信

#### エ 新技術の導入、普及

有望な技術や品種など新技術の導入を図るための調査研究、並びにその導入に係る生産者等への指導・助言及び情報の提供

#### オ 関係機関への合意形成

新たな産地の育成等、その取組に専門的な技術・知識が必要であって、かつ、生産者や農業団体、

行政その他幅広い層が関わるものについて、関係者に対する取組の啓発及び具体的な提案、並びにその合意形成等に向けた関係者との調整

## (2) 関係機関・団体との役割分担と連携の強化

### ア 市町村・農業団体との役割分担と連携の強化

普及指導活動の重点化を踏まえ、以下の観点から市町村・農業団体との役割分担を進める。なお、役割分担には地域ごとの実態等を考慮して柔軟に取り組むものとし、県、市町村及び農業団体等で構成する協議会等において十分な協議調整を行い、その結果を3の普及指導活動の実効性の確保に反映するとともに、市町村・農業団体等との連携を強化し、全体として成果が得られるように努める。

#### (ア) 市町村等との役割分担

地域の農業・農村の振興、農政全般の推進にあたる市町村の役割、農地の有効活用等の推進にあたる農業委員会の役割を踏まえ、普及指導活動の重点化を図る中で、指導対象・指導内容等について、それぞれ役割分担の明確化を図る。

#### (イ) 農協との役割分担

農協の経済事業に係る一般的な技術指導や農畜産物の流通・販売指導等にあたる営農指導事業の役割を踏まえ、普及指導活動の重点化を図る中で指導対象・指導内容等について役割分担の明確化を図る。

この場合、農協営農指導員の園芸指導力向上等を目的とする OJT 研修や地域農業技術者協議会等での定期的な情報交換を行うほか、普及指導員等を対象にした県の研修に農協営農指導員の参加を受入れることなどを通じて、農協営農指導員の資質の向上を積極的に支援する。

### イ 試験研究機関との連携強化

試験研究における生産現場ニーズに即した技術開発と開発技術の迅速な現地への普及を図るため、研究課題の評価を行う県農林水産技術会議に参画し、試験研究機関との連携を密に図りながら、農業者等の技術ニーズの把握に努めるとともに、各種研修会の開催等を通じて農業者への技術指導等を強化する。

また、担い手や地域が緊急に解決すべき技術的な課題については、試験研究機関と協同して現地解決型の実証や適応試験を行うなどして、その迅速な解決に努めるとともに、課題の内容に応じて、独立行政法人、大学、民間企業等を含め、技術シーズを有する多様な機関との積極的な連携に努めるものとする。

### ウ 農業施策の活用

担い手や地域の抱える課題の解決を効果的に行うため、県の農業関係部局はもとより、市町村・農業団体と密接に連携しながら、農業改良資金、就農支援資金等の制度資金や各種補助奨励事業を有効な普及指導活動の手段として、普及指導計画に位置づけ、活用を図る。

### エ 農業者養成研修の活用

新規就農者、若い農業者、経営感覚に優れ高い技術力を有する農業者、生産組織のリーダー等の育成を効果的に行うため、「とやま農業スクール協議会」や農業者養成研修を実施する農業団体等と連携しながら、同研修を有効な普及指導活動の手段として活用を図る。

### オ 学校教育との連携

担い手を将来にわたり安定的に確保していくため、学校教育その他の関係機関・団体と連携しながら、農業高等学校の生徒など将来の就農が期待される者に対する実践的な研修の機会の提供に努めるとともに、その者と農村青少年等の交流促進の支援に努める。

## (3) 農業普及指導協力委員の活用

新技術の実践や農村青少年等の育成等において先導的な役割を担う農業者及び税務、労務管理、

農産加工やマーケティング等の分野で見識を有する民間専門家、さらには普及指導員 OB 等を農業普及指導協力委員として委嘱し、その協力を得ながら効率的かつ効果的な普及指導活動の推進に努める。

### **3 普及指導活動の実効性の確保**

#### **(1) 普及指導計画の策定**

第1に掲げる課題を基本に、地域の農業・農村の現状や農業者のニーズ等を踏まえ、各農林振興センターと広域普及指導センターにおいて、おおむね3か年の普及指導活動による成果目標を示した普及指導計画を策定し、計画的に活動を展開する。

なお、成果目標の設定にあたっては、富山県農業・農村振興計画における目標指標及び達成年度等との整合性を確保するとともに、管内の担い手や農業生産の状況を的確に把握できるものとする。また、計画の策定にあたっては、重点となる普及課題及び対象、関係機関・団体との連携・役割分担の内容、並びに普及指導活動の手段として活用する制度資金・補助奨励事業等を明確にするとともに、普及指導活動の適切な効果測定指標の設定に努める。

#### **(2) 普及指導活動の評価**

普及指導活動を効率的かつ効果的に実施するため、普及指導活動の計画及び成果等について、内部評価により自ら改善すべき点等の把握や改善方策の検討などを行うとともに、より客観的な視点で活動の必要性、有効性及び効率性等を検討するため、外部評価を行い、その結果を普及指導活動に適時的確に反映させる。

## **第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項**

### **1 他産業に関する指導機関との連携の確保**

産学官連携をはじめ、地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、必要に応じて、商工会議所等農業以外の産業に関する指導機関との連携に努める。

### **2 都道府県間の連携の強化**

全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、当該課題に関係する都道府県間の情報の共有、技術協力等に努めるものとする。

### **3 海外技術協力への対応**

海外からの要請に応じて、農業技術者の受入れ研修や農業研修生の技術修得の支援等に努める。